

## 【情報提供】振動規制法に係る低振動型圧縮機の型式指定について

日頃より、弊会活動に多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

題記につきまして、経済産業省より情報提供がありましたので、周知させていただきます。

環境省は2023年4月25日付で、低振動型圧縮機として6,768型式を指定し、下記環境省ウェブサイトにおいて公表されました。これらの圧縮機は、振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)別表第一第二号の「環境大臣が指定するもの」として、特定施設から除外されるため、電気事業法の手続についても不要となります。

《環境省ウェブサイトURL》

### 1. 低振動型圧縮機の型式指定

[https://www.env.go.jp/page\\_00429.html](https://www.env.go.jp/page_00429.html)

(ページ内の「低振動型圧縮機の型式指定一覧(令和5年4月25日)」を参照ください)

### 2. 環境省報道発表(低振動型圧縮機の型式指定について)

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01513.html](https://www.env.go.jp/press/press_01513.html)

(報道発表資料内に上記「1. 低振動型圧縮機の型式指定」のURLを記載しています)

## 【参考】

振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)

別表第一

- 二 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

以上